

市独自の「子ども子育て支援特別給付金」について

令和2年4月27日を基準日として実施した国の特別定額給付金事業及び令和3年1月1日以降に出生した子どもを対象に実施している東京都の出産応援事業のいずれの事業でも対象とならなかった子どもがいる世帯に対して、市独自で「子ども子育て支援特別給付金」を支給します。

補正額 9006万円

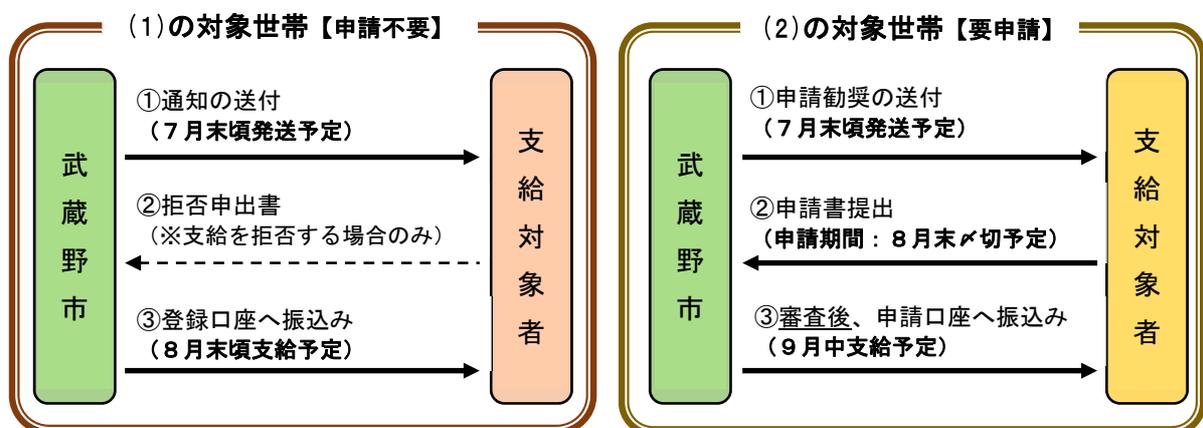
■目的：新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子どもの健やかな成長を応援し、子育て世帯を経済的に支援するため、国の特別定額給付金事業及び東京都の出産応援事業の対象とならなかった子どもがいる世帯を対象に給付金を支給する。

■支給対象：令和3年6月30日時点で武蔵野市に住民登録があり、令和2年4月28日から12月31日までに生まれた子どもがいる世帯
※他自治体を実施する同様の給付金を受け取っている場合は対象外

■給付額：対象児童1人につき10万円

■実施方法：

- (1) 対象世帯のうち、武蔵野市で令和3年7月分児童手当を受給している世帯（申請不要）：7月中に通知を送付し、8月中に支払いを行う。
- (2) (1)以外の世帯（要申請）：7月中に案内と申請書を送付。8月末まで申請を受付け、9月中に支払いを行う。



■問い合わせ

子ども家庭部子ども子育て支援課 0422-60-1963